

民事事件記録符号規程

平成13年 1月31日最高裁判所規程第1号

改正	平成13年	7月11日	最高裁判所規程第10号
	同	14年 1月30日	同 第2号
	同	15年11月12日	同 第4号
	同	16年12月15日	同 第10号
	同	17年10月12日	同 第8号
	同	24年12月 5日	同 第5号
	同	25年10月30日	同 第3号
	同	28年 2月24日	同 第1号
	令和 元年	11月27日	同 第1号
	令和 4年	5月25日	同 第2号
	令和 6年	2月14日	同 第2号
	令和 8年	4月22日	同 第2号

民事事件記録符号規程を次のように定める。

民事事件記録符号規程

民事事件記録符号は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成13年1月31日から施行する。ただし、小規模個人再生事件に係る部分及び給与所得者等再生事件に係る部分については民事再生法等の一部を改正する法律（平成12年法律第128号）の施行の日から、承認援助事件に係る部分については外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）の施行の日から施行する。

(従前の民事事件記録符号規程の廃止)

- 2 民事事件記録符号規程（昭和22年最高裁判所規程第8号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の際、現に使用されている符号は、それぞれ相応するこの規程による符号とみなす。

附 則（平成13年7月11日最高裁判所規程第10号）

この規程は、平成13年10月13日から施行する。

附 則（平成14年1月30日最高裁判所規程第2号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年11月12日最高裁判所規程第4号）

(施行期日)

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 改正規定中人事訴訟事件に係る部分 人事訴訟法（平成15年法律第109号）の施行の日
 - (2) 改正規定中財産開示事件に係る部分 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律（平成15年法律第134号）の施行の日
 - (3) 改正規定中仲裁関係事件に係る部分 仲裁法（平成15年法律第138号）の施行の日
- （経過措置）

2 人事訴訟法の施行の際現に係属している人事訴訟事件又はその目的と同一の身分関係の形成若しくは存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟事件であって地方裁判所に訴えが提起されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月15日最高裁判所規程第10号）

この規程は、民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第152号）の施行の日から施行する。

附 則（平成17年10月12日最高裁判所規程第8号）

この規程は、労働審判法（平成16年法律第45号）の施行の日（平成18年4月1日）から施行する。

附 則（平成24年12月5日最高裁判所規程第5号）

この規程は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の施行の日（平成25年1月1日）から施行する。

附 則（平成25年10月30日最高裁判所規程第3号）

この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第1条の規定（中略） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日（平成26年1月3日）
- 2 （略）

附 則（平成28年2月24日最高裁判所規程第1号）

この規程は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）の施行の日（平成28年10月1日）から施行する。

附 則（令和元年11月27日最高裁判所規程第1号）

この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第1条のうち民事事件記録符号規程別表の改正規定中「油濁損害賠償責任制限事件」を「油濁等損害賠償責任制限事件」に改める部分（中略） 船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第18号）の施行の日
- 2 前号に掲げる規定以外の規定 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）の施行の日

附 則（令和4年5月25日最高裁判所規程第2号）

この規程は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第27号）の施行の日から施行する。

附 則（令和6年2月14日最高裁判所規程第2号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月22日最高裁判所規程第2号）

この規程は、事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号）の施行の日（令和8年5月25日）から施行する。

別表（平15最裁程4・平16最裁程10・平17最裁程8・平24最裁程5・平成25最裁程3・平28最裁程1・令元最裁程1・令4最裁程2・令6最裁程2・令8最裁程2・一部改正）

簡易裁判所

和解事件	イ
督促事件	ロ
通常訴訟事件	ハ
手形訴訟事件及び小切手訴訟事件	手ハ
少額訴訟事件	少コ
少額訴訟判決に対する異議申立て事件	少エ
控訴提起事件	ハレ
飛躍上告提起事件	ハツ
少額異議判決に対する特別上告提起事件	少テ
再審事件	ニ
公示催告事件	ヘ
保全命令事件	ト
抗告提起事件	ハソ
借地非訟事件	借
民事一般調停事件	ノ
宅地建物調停事件	ユ
農事調停事件	セ
商事調停事件	メ
鉾害調停事件	ス
交通調停事件	交
公害等調停事件	公
特定調停事件	特ノ
少額訴訟債権執行事件	少ル
過料事件	ア
共助事件	キ
民事雑事件	サ

地方裁判所

通常訴訟事件	ワ
手形訴訟事件及び小切手訴訟事件	手ワ
控訴提起事件	ワネ
飛躍上告提起事件	ワオ
飛躍上告受理申立て事件	ワ受
再審事件	カ

公示催告事件	ヘ
保全命令事件	ヨ
控訴事件	レ
上告提起事件	レツ
抗告事件	ソ
抗告提起事件	ソラ
民事非訟事件	チ
商事非訟事件	ヒ
借地非訟事件	借チ
罹災都市借地借家臨時処理事件及び接收不動産に関する借地借家 臨時処理事件	シ
発信者情報開示命令事件	発チ
配偶者暴力等に関する保護命令事件	配チ
労働審判事件	労
民事一般調停事件	ノ
宅地建物調停事件	ユ
農事調停事件	セ
商事調停事件	メ
鉾害調停事件	ス
交通調停事件	交
公害等調停事件	公
特定調停事件	特ノ
事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件	リ
不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する 強制執行事件	ヌ
債権及びその他の財産権に対する強制執行事件	ル
不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的と する担保権の実行としての競売等事件	ケ
債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件	ナ
財産開示事件	財チ
第三者からの情報取得事件	情チ
執行雑事件	ヲ
企業担保権実行事件	企
企業価値担保権実行事件	価
破産事件	フ
再生事件	再
小規模個人再生事件	再イ
給与所得者等再生事件	再ロ
会社更生事件	ミ
承認援助事件	承

船舶所有者等責任制限事件	船
油濁等損害賠償責任制限事件	油
簡易確定事件	集
簡易確定決定に対する異議申立て提起事件	集ワ
過料事件	ホ
共助事件	エ
仲裁関係事件	仲
特定和解の執行決定事件	和チ
民事雑事件	モ
人身保護事件	人
人身保護雑事件	人モ
高等裁判所	
通常訴訟事件	ワ
控訴事件	ネ
上告提起事件	ネオ
上告受理申立て事件	ネ受
抗告事件	ラ
特別抗告提起事件	ラク
許可抗告申立て事件	ラ許
再審事件	ム
上告事件	ツ
特別上告提起事件	ツテ
民事一般調停事件	ノ
宅地建物調停事件	ユ
農事調停事件	セ
商事調停事件	メ
鉦害調停事件	ス
交通調停事件	交
公害等調停事件	公
民事雑事件	ウ
人身保護事件	人ナ
人身保護雑事件	人ウ
最高裁判所	
上告事件	オ
上告受理事件	オ受
特別上告事件	テ
特別抗告事件	ク
許可抗告事件	許
再審事件	ヤ
民事雑事件	マ